

令和8年（2026年）4月公表分

【業務上のミス等：12件】

書類等の誤交付・誤送付・誤送信	1件
書類等の誤記載	1件
書類等の紛失	1件
誤払い・誤振込	1件
誤請求・誤徴収	4件
処理の誤り	3件
処理の遅延	1件

（1）書類等の誤交付・誤送付・誤送信

	概要	担当
1	<p>（概要） 各生徒に配付する「身長・体重成長曲線及び肥満度曲線」のプリント誤配付 <対象者 1名></p> <p>（原因） 処理手順の不備、確認不足</p> <p>（対策） 個人情報を含む資料作成の際は、放課後に集中できる環境で作業を実施するとともに、各担任も生徒に配付する前に必ず部数と氏名を確認することで、再発を防止します。</p>	常山中学校 電話 096-383-1288 健康教育課 電話 096-328-2728

（2）書類等の誤記載

	概要	担当
1	<p>（概要） 市政だより4月号に掲載していた「中央区役所高年齢者無料職業相談コーナー」の電話連絡先（シルバー人材センターの携帯電話）が掲載時点では不通であったもの</p> <p>（原因） 確認不足</p> <p>（対策） 市政だより掲載依頼時及び最終校正時において、問い合わせ先へ事前に連絡を行うなど、確認を徹底し再発を防止します。</p>	雇用対策課 電話 096-328-2377

（3）書類等の紛失

	概要	担当
1	<p>（概要） 児童の健康診断票紛失 <対象者 1名></p> <p>（原因） 処理手順の不備、確認不足</p> <p>（対策） 転入時の関係書類の対応については、尾ノ上小が独自に新たに作成した「転入時対応マニュアル」に沿って処理することで、再発を防止します。</p>	尾ノ上小学校 電話 096-381-0165 健康教育課 電話 096-328-2728

（4）誤払い・誤振込

	概要	担当
1	<p>（概要） まちなかフリーパス事業補助金の算定に際し、本来除外すべき消費税相当額を含めて算定したことによる誤交付 <対象者 5事業者 過大交付額 59,649円> ※令和6年度（2024年度）分</p> <p>（原因） 知識不足、認識不足</p> <p>（対策） 当該業務に携わる職員への研修を実施するとともに、補助金の算定様式を見直すことで再発を防止します。</p>	公共交通推進課 電話 096-328-2522

(5) 誤請求・誤徴収

	概要	担当
1	<p>(概要) 市施設への自動販売機設置業者に対する算定誤りによる電気料金誤徴収 ＜対象者 1事業者＞</p> <p>(原因) 確認不足、認識不足</p> <p>(対策) 自動販売機設置業者に対し機器変更の報告を義務付けるとともに、電気料金の詳細な積算根拠および入力手順を市内部の手引書に記載します。併せて、市担当者変更時には研修を実施し、電気料金算定システム入力後は根拠資料との照合を徹底することで再発を防止します。</p>	<p>男女共同参画課 電話 096-328-2262</p>
2	<p>(概要) 勝者投票券（車券）発売金の誤徴収 ＜対象者 1名 過大徴収額 2,000円＞ ※令和8年（2026年）2月22日発生分</p> <p>(原因) 確認不足</p> <p>(対策) 詳細な操作マニュアルを整備するとともに、担当者への研修を実施し、再発を防止します。</p>	<p>競輪事務所 電話 096-383-5215</p>
3	<p>(概要) 道路占用許可の重複による道路占用料の誤徴収 ＜対象者 1事業者 過大徴収額 135,110円＞ ※令和4年（2022年）3月分～令和8年（2026年）3月分</p> <p>(原因) 認識不足、確認不足</p> <p>(対策) 重複許可を防止するためのマニュアルを作成し、関係職員に研修を実施して確認手順を徹底するとともに、土木総務課と許可情報を共有することで重複許可を防止します。</p>	<p>中央区土木センター 総務課 電話 096-355-4577</p>
4	<p>(概要) 中央区土木センターの建物外及び公園1か所への自動販売機設置業者に対する算定誤りによる電気料金誤徴収 ＜対象者 2事業者＞</p> <p>(原因) 確認不足、認識不足</p> <p>(対策) 算定手順書とチェックリストの整備を行い、担当者及び関係職員に対する周知を行うとともに、システム入力後の確認を徹底します。</p>	<p>中央区土木センター 総務課 電話 096-355-4577</p>

(6) 処理の誤り

	概要	担当
1	<p>(概要) 文書等開示請求において、誤って開示文書を交付すべき日より前に電子申請サービス上にアップロードし請求者に開示文書を交付したもの</p> <p>(原因) 交付段階での確認不足</p> <p>(対策) 第三者意見照会手続を実施する案件については関係文書を区別した場所に保存し、交付時に必ず開示実施日を確認します。</p>	<p>法制課 電話 096-328-2059</p>
2	<p>(概要) マイナンバーカード交付手続において、保管カードの所在確認が不十分なまま本人による紛失と誤認し、作業手順を遵守せずカード廃止のシステム操作を行った結果、カードが交付不能となったもの</p> <p>(原因) 処理手順の不備及び不徹底</p> <p>(対策) 「マイナンバーカード所在確認時の対応手順」を新たに作成しました。また、廃止処理の様式に複数人での作業による確認者記録欄を設け、責任の所在を明確化しました。</p>	<p>戸籍住民課 マイナンバーカードセンター 電話 096-328-2067</p>
3	<p>(概要) 委託業者が、内部処理用の書類（A氏の氏名・生年月日・居住区の記載あり）を来庁者B氏へ渡す書類に混入させ、個人情報漏洩したもの</p> <p>(原因) 処理手順の不備及び委託管理の不徹底</p> <p>(対策) 個人情報を扱う様式や運用について委託業者は必ず市の承認を得るものとし、取扱ルールを定めます。また、窓口受付時の手順等をマニュアル化し、紛れ込みを防ぐための確認プロセスを整備します。</p>	<p>戸籍住民課 マイナンバーカードセンター 電話 096-328-2067</p>

(7) 処理の遅延

	概要	担当
1	<p>(概要) 土地改良施設突発事故の補助金申請において、熊本県へ申請書類を行政支援システムにより電子送付する際、送付先アドレスの誤入力及び資料到着を確実に確認しなかったことにより、対象者への補助金の支給が遅延したものの。</p> <p>(原因) 認識不足、処理の進捗確認不足</p> <p>(対策) 行政支援システムの送付の際には出来る限りアドレス帳を活用します。また送付時には複数（原則二人以上）の宛先に送信するとともに、電話等で資料の到着を確実に把握することで再発を防止します。</p>	農地整備課 電話 096-328-2953